

入札説明書

陸上競技場電子機器の購入に係る一般競争入札の公告（平成30年12月7日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

青森県知事 三村 申吾

2 一般競争入札に付する事項

次の物品の購入

- (1) 物品の名称等（以下「調達物品」という。）
 - ア 名称及び数量 陸上競技場電子機器 一式
 - イ 規格等 別紙仕様書のとおり
- (2) 納入期限 平成31年5月31日
- (3) 納入場所 別紙仕様書のとおり

3 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 相馬）

FAX 017-734-8016

4 技術的事項に関する問合せ先

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県県土整備部都市計画課公園グループ

TEL 017-722-1111（担当 横山）

FAX 017-734-8196

5 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成31年1月18日 13時30分
- (2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

6 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 平成29年7月3日青森県告示第499号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成30年2月13日青森県告示第95号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (5) 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。
- (6) 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

8 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式1））に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に2部提出しなければならない。また、申請書の内容について説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、関係書類のうち、証明書等については、各書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 納入実績証明書（別紙様式2）

- (ア) 調達物品又は同等の類似品に関する過去5年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

(イ) 契約書（写）その他

ウ サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式3）

- (ア) 調達物品のメンテナンスが行える整備工場の一覧

- ・ 納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。
- ・ 整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去1～3年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

(イ) 部品供給体制

- ・ 部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。

- ・ 消耗部品（通常の稼働状況で1年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は7日、一般部品（5年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は30日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

(ウ) 技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

エ 調達物品の仕様に関する調書（別紙様式4）

カタログその他を添付すること。

(2) 申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に關係書類を添えて、平成30年12月26日15時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、(1)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1)の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

(3) 申請書の提出場所

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

TEL 017-734-9104（担当 相馬）

FAX 017-734-8016

9 落札対象

調達物品に要求する性能等が満たされていると判断された製品に係る入札書のみを落札対象とする。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

(2) 入札書（別紙様式5）の記載要領

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ 入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11 入札書の提出方法等

- (1) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式6）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。
- (2) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成31年1月18日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成31年1月17日17時までに提出しなければならない。
- (3) 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12 入開札の立会い等

- (1) 入開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

14 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第159条の規定による。

15 落札者の決定方法

- (1) 9により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第137条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

- (1) 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

- (1) 入札の参加資格のない者がした入札

- (2) 同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- (3) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札
- (5) その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第150条の10の規定により行う。

19 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が7に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 契約書(案) 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第163条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記20の検査に合格した後において、当該受注者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」(ただし、第4条第8項及び第6条(B)を除く。)記載のとおりとする。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

担当者氏名 ⑩

連絡先

電話番号

ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 陸上競技場電子機器の購入に係る一般競争入札
- 2 入開札日時 平成31年1月18日 13時30分
- 3 提出書類の名称及び提出部数
 - (1) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し 2部
 - (2) 納入実績証明書 2部
 - (3) サービス・メンテナンス体制証明書 2部
 - (4) 調達物品の仕様に関する調書 2部

(別紙様式2)

納入実績証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年12月7日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

1 入札件名 陸上競技場電子機器の購入に係る一般競争入札

2 入札日時 平成31年1月18日 13時30分

3 過去5年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機種	規格	納入年度	納入先	納入台数	備考

4 添付書類

契約書（写）その他

(別紙様式3)

サービス・メンテナンス体制証明書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年12月7日付け公告）に係る当該調達物品の
アフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 入札件名 陸上競技場電子機器の購入に係る一般競争入札
- 2 入札日時 平成31年1月18日 13時30分
- 3 点検整備又は修理の体制

最寄りの整備工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去3年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

- 4 部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

- (注) 1 「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品に
あつては7日を、一般部品にあつては30日を越えるものについては、それら
のすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
- 2 「部品の供給可能年数」は、すべての部品の日数が同じ場合を除き、それら
のすべての部品について別葉により記載する。

- 5 技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係
る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記
載する。

(別紙様式4)

調達物品の仕様に関する調書

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

物品の調達に係る一般競争入札（平成30年12月7日付け公告）に係る当該調達物品の仕様は下記のとおりです。

記

1 入札件名 陸上競技場電子機器の購入に係る一般競争入札

2 入開札日時 平成31年1月18日 13時30分

3 物品の仕様

品名	数量	機器構成明細
陸上競技場電子機器	一式	

4 添付書類 カタログその他

(別紙様式5)

平成 年 月 日

青森県知事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓜ

(委任代理人)

Ⓜ

入 札 書

金額 (税抜)	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

1 品名 陸上競技場電子機器

2 数量 一式

備考 契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(別紙様式6)

委 任 状

平成 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名 ㊟

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名 _____

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名 陸上競技場電子機器の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日 平成31年1月18日

入札（見積り）・開札場所 青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

仕様書最終確認



陸上競技場電子機器一式

仕 様 書

平成30年度

青森県

陸上競技場電子機器一式 仕様書

概 要

この仕様書に基づき、陸上競技場電子機器一式の調達を行うものである。

ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という。）と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

1. 基本仕様

(1) 規格・形状・寸法・数量

- ・「(別紙) 物品一覧」のとおり。また、これに記載の参考製品と同等の機能を有すること。

(2) 納入に関する一般的事項

- ・物品の運送、搬入、設置及び調整を行うとともに、操作説明を行うこと。
- ・本仕様書等を厳守し適切な管理を行うとともに、不明箇所について、発注者と十分な調整を行うこと。
- ・発注者側からの状況報告の要求があった場合は、これに対応すること。
- ・本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

2. 提出書類

受注者は、納入しようとする物品について、次の書類を各2部作成し、県に提出し承認を得ること。

- (1) 取扱説明書
- (2) 納入物品一覧表（付属品及び予備品一覧表）
- (3) JAAF承認書（JAAF承認品は提出すること）

3. 納入場所

新青森県総合運動公園 陸上競技場、補助陸上競技場
（青森県青森市大字宮田字高瀬外地内）

4. 納入期限

平成31年5月31日（金）

納入日について、事前に発注者と協議すること。

5. 保証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者の責任において、無償交換を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

また、納入後、日本陸上競技連盟公認検定を受けるときに納入物品の欠陥がみられた場合には、受注者の責任において、無償交換等を行わなければならない。

6. 部品の保守・供給体制

受注者は、何らかの事由により事故、故障が発生し不具合が生じた場合には、納入場所に必要部品が供給できるように、日本国内に保管場所を確保し供給体制を確立すること。

なお、部品供給期間は物品納入後5年間とし、保管等に要する費用は、受注者の負担とする。

7. 特記事項

- (1) 納入物品は新品でなければならない。
- (2) 取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。
- (3) 物品の搬入・設置・調整・説明会に要する費用は受注者が負担すること。
- (4) 物品は、納入後すぐに使用可能な状態にすること。
- (5) 特許権等に係る紛争を生じた場合は、受注者は発注者と協議し、受注者の責任と認められた場合は、すべて受注者の責任において速やかに処理すること。
- (6) 新青森県総合運動公園内に既に設置済みの次の物品①～④に「別紙（物品一覧）」記載の下記のものを連動させること。
 - ① 陸上競技大会運営システム クライアント PC (株)ニシ・スポーツ NMC713
 - ・超音波風速計
 - ・走幅跳・三段跳距離測定装置
 - ・フィニッシュコーダー
 - ・フィールド電光掲示盤（試技回数・ナンバー・試技判定・試技結果を自動表示、表示部回転ができること。）
 - ② フィニッシュタイマー3 (株)ニシ・スポーツ MS301
 - ・フィニッシュタイマー
 - ・電子式風力速報表示盤

- ③ 超音波風速計 (株)ニシ・スポーツ NMS200
 - ・電子式風力速報表示盤
- ④ 光波距離測定装置 (株)ニシ・スポーツ NMS111D
 - ・フィールド電光掲示盤

(別紙) 物品一覧 納入場所 新青森県総合運動公園陸上競技場

No.	参考製品・品番	名称	規格・形状・寸法・構成	数量	単位
1	ニシ・スポーツ NF3200C	風向風速計 気象観測用	サイズ：(W) 465 × (L) 544 × (H) 1476mm程度 材質：支柱/スチール (粉体焼付塗装) 電源・単3乾電池2本	1	台
2	ニシ・スポーツ NMS477B	トリプルシグナルピストル	サイズ：(W) 73 × (L) 187 × (H) 198mm程度 重量：約650g 構成：ピストル本体1丁、ピストルカートリッジ2個、Pバッグ1個、アルカリ乾電池 (単四形) × 2本	2	丁
3	ニシ・スポーツ NMS476	ピストル信号出カケーブル	サイズ：(L) 10m 仕様：No. 2トリプルシグナルピストルとNo. 4スタート信号ドラムを接続できるもの	2	本
4	ニシ・スポーツ NMF152A	スタート信号ドラム	50m程度 × 4台	1	式
5	ニシ・スポーツ NMS200	超音波風速計	JAAF承認品 [センサー部]サイズ：(W) 465 × (L) 533 × (H) 1252mm程度、重量約15kg [操作盤]サイズ：(W) 242 × (D) 250 × (H) 95mm程度 重量：約4kg 材質：支柱/スチール (粉体焼付塗装) 構成：計測センサー部1台、操作盤1台、電源ケーブル1本、接続ダイレクトケーブル(10m)1本、操作盤収納ケース1個	4	台
6	ニシ・スポーツ NMS223	超音波風速計遠隔ケーブル	No. 5超音波風速計用 ケーブル長：操作盤側20m程度、センサー側10m程度 2本1組	4	組
7	ニシ・スポーツ NMS225	風力データケーブル写真判定用	ケーブル長：No. 5超音波風速計操作盤側20m程度、写真判定装置側5m程度 2本1組	4	組
8	ニシ・スポーツ NMS820	電子式風力速報表示盤 両面表示	[表示盤] サイズ：(W) 990 × (L) 450 × (H) 645mm程度 重量：約40kg [操作盤] サイズ：(W) 200 × (L) 155 × (H) 95mm程度 重量：約3kg 構成：操作盤1台、表示盤1台、接続用ケーブル1本、電源用ケーブル1本	3	台
9	ニシ・スポーツ MS825	風力速報表示盤遠隔操作ケーブル	No. 8電子式風力速報表示盤側10m、操作盤側20m 2本1組	3	組
10	ニシ・スポーツ MS301	フィニッシュタイマー	[表示盤] サイズ：(W) 1520 × (L) 450 × (H) 640mm程度、[ビーム (投光器)] サイズ：(W) 78 × (L) 205 × (H) 62mm程度、[ビーム (受光器)] サイズ：(W) 78 × (L) 205 × (H) 62mm程度 構成：表示盤1台、操作盤1台、ビーム1組、ビーム用三脚(重り付き)1式、接続用ケーブル1式、電源用ケーブル1本	1	台
11	ニシ・スポーツ MS850	電子式周回表示盤	[表示盤] サイズ：(W) 700 × (L) 700 × (H) 1780mm程度 構成：表示盤1台、操作盤1台、リモートスイッチ1本、鍵1個、接続用ケーブル1式、電源用ケーブル1本	1	台
12	ニシ・スポーツ NMS531	走幅跳・三段跳距離測定装置	JAAF承認品 サイズ：(W) 350 × (L) 250 × (H) 220mm程度 (突起物含む) 重量：約8.5kg 構成：計測器本体1台、電源ケーブル1本、反射板1個、計測用ピン4本、水準器1個、専用ケース1個、ケーブル及び支柱1式	2	式

13	ニシ・スポーツ	MS802	データケーブル	フィールド用	ケーブル長：30m程度 No.15フィールド電光掲示盤等と設置済の情報処理パソコン (OS:Windows) 間を接続できるケーブル	4	本
14	ニシ・スポーツ	MS534	データケーブル	フィールド用ドラム型	ケーブル長：30m程度 計測機・表示機器・情報処理パソコン間を接続できるケーブル No.15フィールド電光掲示盤等と設置済の情報処理パソコン (OS:Windows) 間を接続できるケーブル	2	本
15	ニシ・スポーツ	MS800	フィールド電光掲示盤		サイズ：(W) 1705 × (L) 900 × (H) 1510mm程度 構成：表示盤1台、電源用ケーブル1本	4	台
16	ニシ・スポーツ	MS135	フィールド電光掲示盤	遠隔操作盤	No.15フィールド電光掲示盤用 サイズ：(W) 250 × (D) 297 × (H) 100mm程度 重量：約10kg	4	台
17	ニシ・スポーツ	MS535	フィールド距離表示盤		サイズ：(W) 1362 × (L) 317 × (H) 475mm程度 重量：約20kg	2	台
18	ニシ・スポーツ	MS535A	競技回数用グリッブスイッチ		回数加算・リセットボタンがあるもの、No.17フィールド距離表示盤等に接続できるもの	2	個
19	ニシ・スポーツ	NMS158D	フィールド競技用制限時間告知器DV		サイズ：(W) 750 × (L) 600 × (H) 1055mm程度 電源：AC100V 両面表示 構成：表示盤1台、バッテリー1台(表示盤内蔵)、チャージャー1台(表示盤内蔵)、リモートスイッチ1個、充電用ケーブル1本	4	台
20	ニシ・スポーツ	MS158C	フィールド競技用制限時間告知器CV		サイズ：(W) 480 × (L) 413 × (H) 510mm程度 (キヤスタ一部及びその他突起物含まず) 電源：AC100V 片面表示 構成：表示盤1台、リモートスイッチ1個、電源用ケーブル1本	2	台

納入場所 新青森県総合運動公園補助陸上競技場

番号	参考製品・品番	名称	規格・形状・寸法	数量	単位
21	ニシ・スポーツ	風向風速計 気象観測用	サイズ：(W) 465 × (L) 544 × (H) 1476mm程度 材質：支柱/スチール (粉体焼付塗装) 電源・単3乾電池2本	1	台
22	ニシ・スポーツ	カメラ台 1 段式	サイズ：(W) 350 × (H) 1600 × (D) 350mm程度 重量：18.5kg 材質：スチール (粉体焼付塗装)	1	台
23	ニシ・スポーツ	フィニッシュコーダー	JAAF承認品 サイズ：(W) 152 × (H) 75.5 × (D) 219mm程度 (突起部含まず)、重量：約1.4kg 構成：カメラヘッド(レンズ付)1台、コントロールPC(録画用)1台、コントロールPC(判定用)1台、記録・画像プリンタ1台、ビューファイインダー1台、カメラ三脚1台、カメラ雲台1台、ネットワーキングHUB1台、無停電電源装置1台、ケーブル・付属品1式、白板3枚	1	式

24	ニシ・スポーツ	NMF604E	カメラカバー	No.23フイニッシュコーダーカメラ用 白色粉体塗装 重量：約1.5kg	1	台
25	ニシ・スポーツ	NMS451A	電子音スタート発信装置 メガホンレス	[メインピストル] Pバッグ付き 構成：制御装置3台、メインピストル3丁、混合器3台、変換器7台、接続ケーブル1式	1	台
26	ニシ・スポーツ	MS282A	スターター用拡声装置 8メガホン	[ワイヤレスメガホン] サイズ：φ351×512 (長さ) mm程度 (アンテナ除く) 単1乾電池×10本 構成：ワイヤレスメガホン(ワイヤレスチューン組込)8台、ワイヤレスマイク3台、ヘッドセット3組、雨天用メガホン-8枚	1	式
27	ニシ・スポーツ	NMS477B	トリブルシグナルピストル	サイズ：(W) 73×(L) 187×(H) 198mm程度 重量：約650g 構成：ピストル本体1丁、ピストルカートリッジ2個、Pバッグ1個、アルカリ乾電池 (単四形) ×2本	3	丁
28	ニシ・スポーツ	NMS476	ピストル信号出カケーブル	サイズ：(L) 10m 仕様：No.27トリブルシグナルピストルとNo.29スタート信号ドラムを接続できるもの	3	本
29	ニシ・スポーツ	NMF152A	スタート信号ドラム	50m程度×4台	1	式
30	ニシ・スポーツ	NMS200	超音波風速計	JAAF承認品 [センサー部]サイズ：(W) 465×(L) 533×(H) 1252mm程度、重量約15kg [操作盤]サイズ：(W) 242×(D) 250×(H) 95mm程度 重量：約4kg 材質：支柱/スチール (粉体検付塗装) 構成：計測センサー部1台、操作盤1台、電源ケーブル1本、接続ダイレクタケーブル(10m)1本、操作盤収納ケース1個	3	台
31	ニシ・スポーツ	NMS223	超音波風速計遠隔ケーブル	No.30超音波風速計用 ケーブル長：操作盤側20m程度、センサー側10m程度 2本1組	3	組
32	ニシ・スポーツ	NMS225	風力データケーブル写真判定用	ケーブル長：No.30超音波風速計操作盤側20m程度、写真判定装置側5m程度 2本1組	3	組
33	ニシ・スポーツ	MS158C	フィールド競技用制限時間告知器CV	サイズ：(W) 480×(L) 413×(H) 510mm程度 (キャスター一部及びその他突起物含まず) 電源：AC100V 片面表示 構成：表示盤1台、リモートスイッチ1個、電源用ケーブル1本	1	台

物 品 売 買 契 約 書 (案)

受注者

青森市長島一丁目1番1号

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）

第1条 受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買受けることを約した。

- （1） 名 称 陸上競技場電子機器
- （2） 形式・規格 別紙仕様書のとおり
- （3） 数 量 一式
- （4） 金 額 ￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥. ）
なお金額の内訳は、別紙内訳書のとおりとする。

（契約保証金）

第2条(A) 契約保証金は、金 円とする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第2条(B) 契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- （1） 納入期限 平成31年5月31日
- （2） 納入場所 別紙仕様書のとおり

2 受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

3 受注者は、第1項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第4条 発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものと

する。

- 2 前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。
- 3 受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。
- 4 第1項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。
- 5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 売買物品の所有権は、前条第1項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

(売買代金の支払)

第6条 受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に売買代金を支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 受注者は、その責めに帰する理由により第3条第1項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年2.7パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

(かし担保責任)

第8条 発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後1年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、第3条第1項の納入期限までに物品を納入しなかつ

たとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約保証金の帰属)

第10条(A) 発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第2条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

(違約金)

第10条(B) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者は、第9条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値)若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(暴力団の排除)

第12条 受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第13条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

受注者

印

発注者 青森県知事 三村 申吾

印

別記

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人(受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人(その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とのこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この葉は削除し、契約書には綴り込まないこと。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

- 1 契約金額150万円以下の随意契約による免除（財務規則第159条第1項第6号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 2 履行保証保険契約締結による免除（財務規則第159条第1項第1号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 3 実績免除（財務規則第159条第1項第2号該当）
第2条(A)、第10条(A)
- 4 現金（又は納付証券）による納付（財務規則第159条第1項本文該当）
第2条(B)、第10条(B)

別紙内訳書

※表中、納品場所別数量「主」：新青森県総合運動公園陸上競技場、「補助」：新青森県総合運動公園補助陸上競技場

※表中、「No.」は仕様書別紙「物品一覧」No.とは別のもの。

(単位：円)

No.	品名	規格	納品場所別数量		数量	単位	単価（税抜）	計
			主	補助				
1	風向風速計 気象観測用		1	1	2	台		
2	トリプルシグナルピストル		2	3	5	丁		
3	ピストル信号出力ケーブル		2	3	5	本		
4	スタート信号ドラム		1	1	2	式		
5	超音波風速計		4	3	7	台		
6	超音波風速計 遠隔ケーブル		4	3	7	組		
7	風力データケーブル写真判定用		4	3	7	組		
8	電子式風力速報表示盤 両面表示		3		3	台		
9	風力速報表示盤遠隔操作ケーブル		3		3	組		
10	フィニッシュタイマー		1		1	台		
11	電子式周回表示盤		1		1	台		
12	走幅跳・三段跳距離測定装置		2		2	式		
13	データケーブル フィールド用		4		4	本		
14	データケーブル フィールド用ドラム型		2		2	本		
15	フィールド電光掲示盤		4		4	台		
16	フィールド電光掲示盤 遠隔操作盤		4		4	台		
17	フィールド距離表示盤		2		2	台		
18	試技回数用グリップスイッチ		2		2	個		
19	フィールド競技用制限時間告知器DV		4		4	台		
20	フィールド競技用制限時間告知器CV		2	1	3	台		
21	カメラ台1段式			1	1	台		
22	フィニッシュコーダー			1	1	式		
23	カメラカバー			1	1	台		
24	電子音スタート発信装置 メガホンレス			1	1	台		
25	スターター用拡声装置 8メガホン			1	1	式		
	その他搬入、設置、調整費等に係る諸費用							
	小 計							
	消費税及び地方消費税							
	合 計							